

# 三豊市立学校適正規模・適正配置検討委員会

## 第2回 会議資料

三豊市役所危機管理センター2階201・202会議室  
令和3年8月24日(火)午後2時から



三豊市  
MITOYO

# 会議資料

## 【目 次】

### 議題 2-1 前回質疑について

- 1 統合した小学校の利活用と統合後の財政状況・・・・・・・・・・ 1
- 2 統合の前後を含めた教職員の人数や配置・・・・・・・・・・ 3
- 3 部活動の状況・・・・・・・・・・ 7

### 議題 2-2 学校適正規模適正配置の考え方について・・・・・・・・・・ 9

- 三豊市立学校体系図・・・・・・・・・・ 19

## (別 添 資 料)

### 資料 1-1 三豊市就学前教育・保育総合計画（令和 2 年 3 月）・・・・・・・・・・ 別添

## 前回の質疑事項について

### 1. 統合した小学校の利活用と統合後の財政状況

三豊市立学校再編整備基本方針に基づき、小学校の統廃合を実施してきた結果、廃校となった校舎及び跡地の利活用状況は、次の表のとおりである。その多くは、民間事業者へ賃貸借が決まり、有効な利活用がなされている。

表1 廃校における校舎及び跡地の利活用状況

学校名	業者名	業者所在地	利用状況	契約期間
辻小学校	NPO法人明日に架ける橋	綾川町	障害者就労支援B型事業所	H28.10.1～R8.3.31
河内小学校	(株)河内小学校	三豊市	各種イベント開催を通じたレンタルスペース、物販事業等の展開	H29.4.1～1年更新
神田小学校	(株)安藤工業	三豊市	事務所、研修所など	H29.4.1～R8.3.31
財田上小学校	(株)なかよしライブラリー	高知県香美市	木製おもちゃ・子ども家具製造工房	H28.11.1～R8.3.31
	(株)中四国クボタ	岡山県岡山市	観光農園(いちご)	H28.6.21～R8.3.31
箱浦小学校	(株)四国電気システム	高松市	きくらげ栽培工場	H27.4.1～R7.3.31
大野小学校	—	—	校舎解体後、統合山本幼稚園を建設 R2.4月開園	—
大浜小学校	—	—	—	—
財田中小学校	佐藤工業(株)大阪支店	大阪府大阪市	新猪ノ鼻トンネル工事建設ステーション	H28.4.1～R1.8.31

資料：市財政経営課

それらは、当然、学校として使用していた時よりも維持管理経費など支出は抑えられるとともに、また、賃料等で収入を生み出しているところもある。

表2 廃校後の収支状況

単位:円

※上段(赤)が維持管理費などの経費、下段(青)が賃料などの収入

学校名	H28	H29	H30	R1	R2	R3	計	差引
辻小学校	108,486	170,704	92,232	140,250	140,250	24,192	676,114	-676,114
	0	0	0	0	0	0	0	
財田中小学校	108,486	170,704	92,232	140,250	140,250	24,192	676,114	1,191,286
	771,800	771,800	323,800	0	0	0	1,867,400	
財田上小学校	161,789	0	0	4,776,200	0	0	4,937,989	-1,330,189
	601,300	601,300	601,300	601,300	601,300	601,300	3,607,800	
河内小学校	184,331	0	0	0	0	0	184,331	-184,331
	0	0	0	0	0	0	0	
神田小学校	206,624	0	0	0	0	0	206,624	-206,624
	0	0	0	0	0	0	0	
大野小学校	27,392	24,597	24,602	0	0	0	76,591	-76,591
	0	0	0	0	0	0	0	

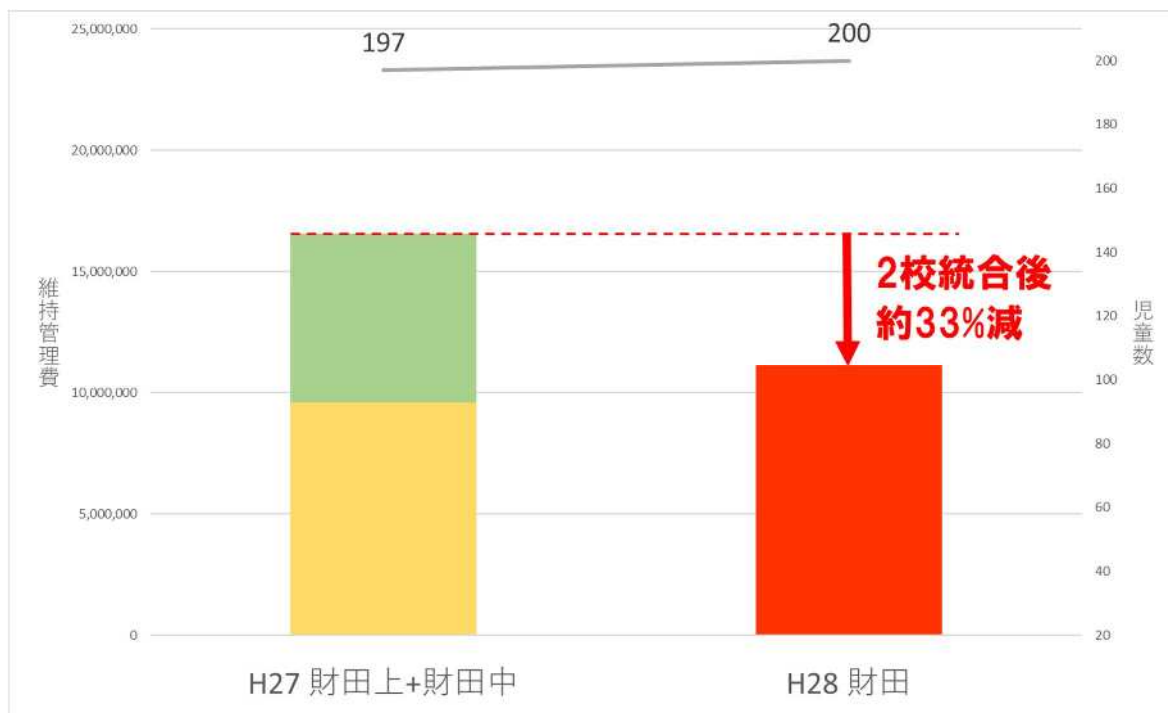
資料：市管財課

小学校統合・適正配置化の効果として、統合後の新設小学校は、統合前の小学校を継続した場合より、維持管理にかかる経費は削減された。特に2校を1校に統合した財田小学校より、4校を1校に統合した山本小学校の方が、その割合は大きかった。

表3 財田地区小学校の統廃合前後の維持管理費比較

単位：円

単位：人

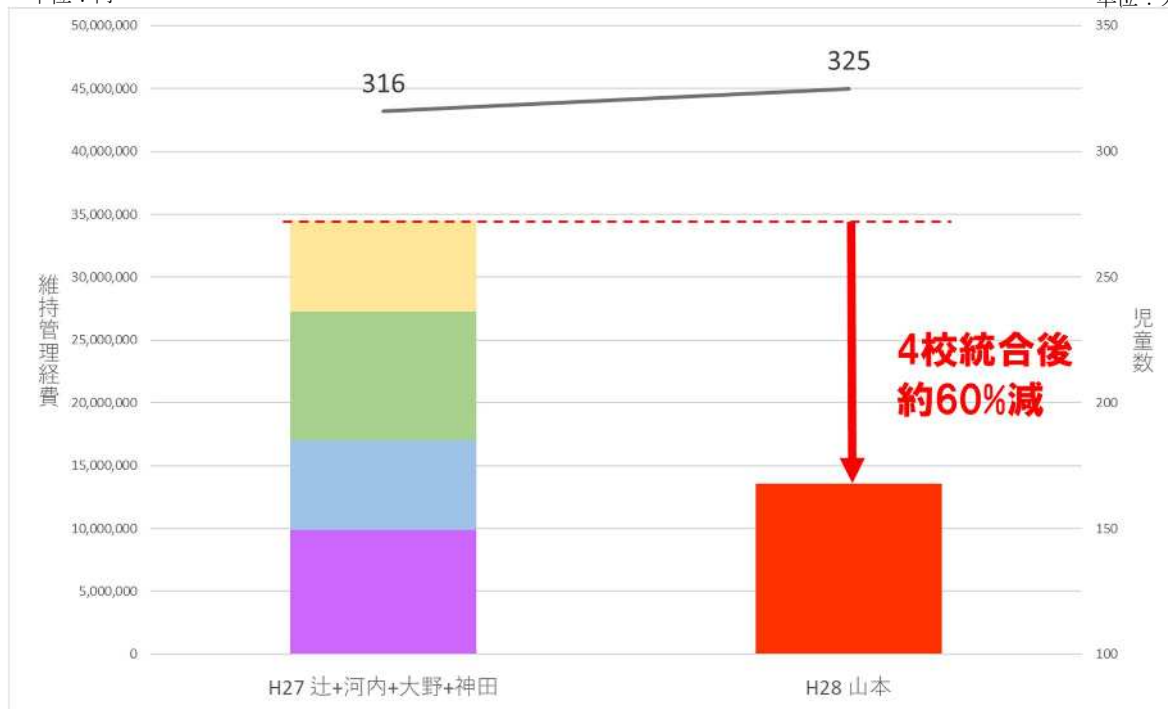


資料：市教育総務課

表4 山本地区小学校の統廃合前後の維持管理費比較

単位：円

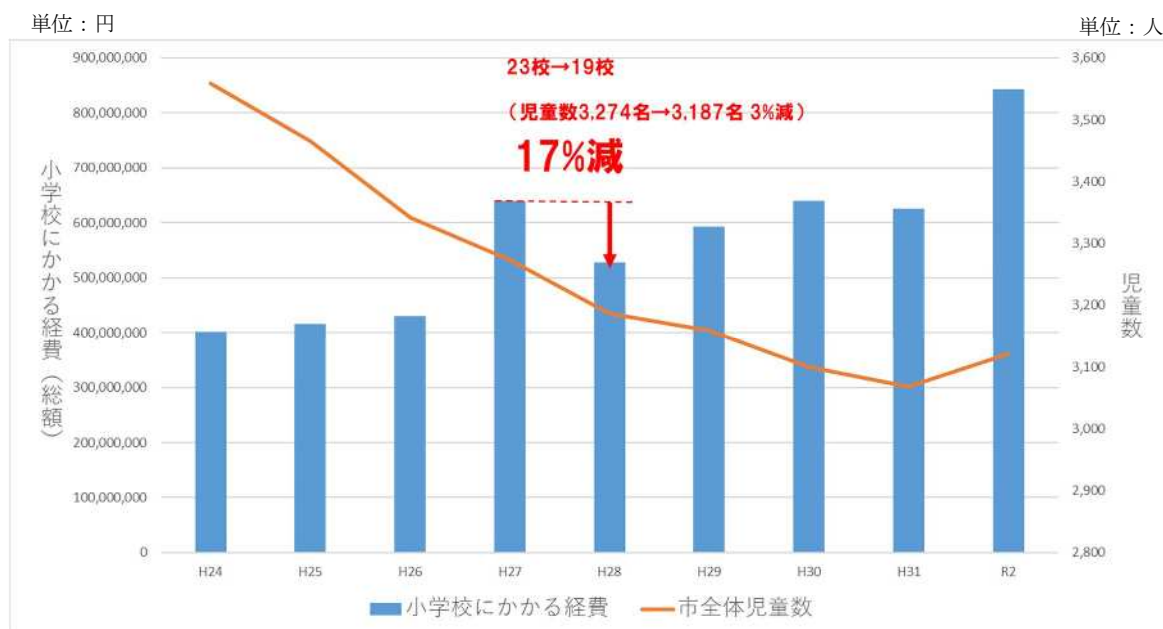
単位：人



※維持管理費は、施設設備の修繕やメンテナンスにかかる費用、光熱水費、備品消耗品などの購入費である。

小学校全体にかかる経費で見ると、年々、施設の老朽化に伴う修繕や新たな設備の追加、特別な配慮を要する児童の増加等の要因から、児童数は減少しつつも、経費総額は上昇傾向にある。その中でも、平成 28 年度に行った財田・山本地区小学校の統廃合後は、経費総額で前年度比 17%の減少、また各年の推移から増加の伸びを抑えられたこともうかがえる。

表 5 財田・山本地区小学校の統廃合が小学校関係経費に与えた影響



資料：市教育総務課

※小学校にかかる経費(総額)は、表 3 及び 4 の維持管理費に、市雇用教職員の人件費等を足したものである。

## 2. 統合の前後を含めた教職員の人数や配置

これまでの統廃合を経て、教職員の数や配置にどのような影響があったかについてであるが、三豊市立小中学校に勤務する主な教職員(校長・教頭などの管理職、学級担任を務める教諭等)は県費負担教職員制度により、香川県と県教育委員会が採用や定数管理を行っている。

### ○市町村立学校職員給与負担法(昭和 23 年法 135 号)

第 1 条(抜粋) 市町村立小学校、中学校の校長、教頭、教諭等の報酬やその他費用及び手当は、都道府県の負担とする。

市が雇用する職員として、学校用務員や特別教育支援員等がいるが、全体では少数であり、そのほとんどが期限付の会計年度任用職員である。ゆえに、統廃合によって教職員の配属先が減少し、それに苦慮するという状況にはなっていない。

表6 小学校教職員数の推移

単位：学級、人

区分	H 23			H 24			H 25			H 26			H 27			H 28			H 29			H 30			R 元			R 2			
	学級数	本務教員数	本務職員数	学級数	本務教員数	本務職員数	学級数	本務教員数	本務職員数	学級数	本務教員数	本務職員数	学級数	本務教員数	本務職員数	学級数	本務教員数	本務職員数	学級数	本務教員数	本務職員数	学級数	本務教員数	本務職員数	学級数	本務教員数	本務職員数	学級数	本務教員数	本務職員数	
町	計	202	316	103	203	315	112	207	319	109	203	315	117	206	316	130	190	287	118	188	291	123	187	291	124	180	285	123	185	286	151
高瀬	上高瀬	11	17	4	13	19	4	13	20	5	13	20	5	14	18	6	14	19	7	12	18	7	13	17	8	12	17	9	13	19	11
	勝間	11	19	6	10	17	6	11	18	6	10	18	5	9	17	6	9	16	6	8	15	6	8	15	6	8	14	6	8	15	6
	比地	9	15	3	8	14	3	7	12	4	8	13	4	8	14	4	8	14	5	8	15	5	8	14	5	8	13	5	7	12	5
	二ノ宮	6	9	3	6	9	3	6	9	3	6	9	3	6	9	3	6	9	3	6	10	3	7	11	3	7	11	4	7	11	7
	麻	8	12	2	8	14	10	7	12	4	8	14	4	9	17	4	9	14	5	9	15	5	9	16	5	9	15	5	7	11	5
山本	山本																16	22	11	16	23	9	16	24	8	15	23	7	16	24	11
	辻	8	12	6	7	11	6	7	11	6	6	10	6	7	11	6	(H28.4～新設校)														
	河内	6	8	7	6	7	5	7	9	5	7	9	5	7	8	6	(H28.4～新設校)														
	大野	8	13	5	8	11	5	9	12	5	8	11	6	8	11	7	(H28.4～新設校)														
	神田	6	10	4	7	12	4	7	10	5	7	9	5	7	9	5	(H28.4～新設校)														
三野	大見	7	12	3	8	12	3	8	13	3	7	12	3	8	14	4	8	15	5	8	15	5	8	13	5	8	13	3	8	14	7
	下高瀬	9	14	5	9	13	4	10	16	4	12	19	6	11	18	5	11	16	6	11	15	7	10	16	8	9	15	8	11	17	8
	吉津	7	12	3	8	12	3	9	13	4	9	13	5	9	14	4	9	13	4	10	14	5	8	13	4	8	13	5	8	12	7
豊中	桑山	7	11	2	7	11	2	6	10	2	6	10	3	7	13	3	7	12	5	8	13	4	9	13	4	9	13	7	9	12	7
	比地大	6	9	3	6	9	3	6	9	3	7	10	3	7	10	3	8	11	3	8	12	5	8	13	6	8	12	5	8	12	6
	笠田	7	11	3	7	11	3	7	11	3	7	10	3	7	10	5	8	12	4	8	13	4	8	13	5	8	12	5	8	12	5
	上高野	8	13	3	8	13	3	8	12	3	8	12	3	8	12	4	8	12	4	8	12	4	8	12	4	8	12	4	8	12	4
	本山	6	10	3	7	11	3	8	13	3	9	14	3	9	13	3	9	12	3	9	12	4	8	12	5	9	13	5	9	14	4
詫間	松崎	8	15	6	8	16	6	8	15	7	8	14	5	8	14	7	8	14	5	8	13	7	9	13	7	9	13	7	9	13	8
	詫間	19	30	12	18	30	12	19	30	13	18	31	18	19	29	19	19	28	18	19	28	18	19	29	16	20	34	17	22	35	24
	大浜	5	6	2	5	6	2	5	6	2	4	6	3	5	5	5	6	6	5	6	7	5	6	6	5	(H31.3廃校)					
	箱浦	5	6	2	5	6	2	5	6	2	(H26.4廃校)																				
仁尾	仁尾	14	22	7	13	21	6	14	23	7	13	21	9	12	20	8	12	21	7	12	20	7	12	21	10	12	21	12	14	21	15
	曾保	7	8	3	7	8	3	6	7	3	6	7	3	5	6	3	5	6	3	5	5	4	4	4	3	4	5	2	4	4	4
財田	財田																10	15	9	9	16	9	9	16	7	9	16	7	9	16	7
	財田上	8	12	3	8	12	4	8	12	4	8	12	4	8	13	6	(H28.4～新設校)														
	財田中	6	10	3	6	10	7	6	10	3	8	11	3	8	11	4	(H28.4～新設校)														

資料：学校基本調査(各年5月1日現在)

小学校では、財田・山本地区小学校の統廃合があった平成 28 年度は、県から配置される教員数の根拠となる学級数が減少したことにより、本務教員・職員を合わせて、前年度比で約 9%の減少であった。

統廃合がなかった中学校では、ほぼ横ばいであった。現在までの約 10 年間では、学級数に大きな変化がなかったことが要因と推測される。(表 7)

しかし、中学校教職員の配置に関する課題で、教科により県から配置される教員が減少又ははなくなっていることがある。(表 8)

教員の絶対数が少ない技能教科(技術家庭・体育(男女別)・音楽・美術)は、県から市内の小規模校に配置されない状況ができつつある。仁尾中学校の家庭科、和光中学校の技術科などがそれにあたり、市内の他校から兼務して教科指導をしている。和光中学校の家庭科及び体育の女性教員は、市雇用の講師を配置している。この状況がさらに進めば、免許外指導体制をとらざるを得なくなるかもしれない。

#### ○免許外教科担任の許可等に関する指針

(平成 30 年 10 月 5 日 文科省初等中等教育局職員課)

(抜粋)教員は、教育職員免許法(昭和 24 年法 147 号)に基づいて免許状を保有しなければならない。この免許状は、担任する教科に相当するものでなければならない。

同法附則第 2 項に定める免許外教科担任制度は、とりうる手段を尽くしてもある教科の免許状を保有する中学校の教員が採用できない場合の例外として、1 年以内の期間に限り、都道府県教育委員会の許可により、教科の免許状を有しない教員が教授を担任するものである。

主要 5 教科(国語・数学・理科・社会・英語)においても、教科担任 1 名となると 1 年生から 3 年生までの全学年全学級を 1 名で担当することになり、受験指導など負担が大きくなることや少人数指導、チームティーチングといった柔軟な指導体制をとることが難しい。

表7 中学校教職員数の推移

単位：学級、人

区分	H 23			H 24			H 25			H 26			H 27			H 28			H 29			H 30			R 元			R 2			
	学級数	本務教員数	本務職員数	学級数	本務教員数	本務職員数	学級数	本務教員数	本務職員数	学級数	本務教員数	本務職員数	学級数	本務教員数	本務職員数	学級数	本務教員数	本務職員数	学級数	本務教員数	本務職員数	学級数	本務教員数	本務職員数	学級数	本務教員数	本務職員数	学級数	本務教員数	本務職員数	
市立(組合立)中学校計	63	172	32	64	172	33	64	179	46	63	177	39	64	177	38	63	174	44	68	179	47	65	175	46	63	173	45	61	168	43	
高瀬	高瀬	15	34	5	15	34	6	15	33	17	14	32	8	15	32	8	15	32	8	17	34	9	17	33	8	15	31	7	15	31	5
三野	三野津	11	24	5	11	23	5	11	24	5	11	24	5	11	23	5	12	25	5	12	23	6	11	22	7	11	23	6	11	23	6
豊中	豊中	11	25	7	13	28	7	13	29	8	13	27	7	14	27	6	12	25	8	12	26	9	11	27	7	11	27	6	11	26	5
詫間	詫間	13	29	9	13	26	9	13	28	10	14	27	12	13	27	12	13	28	13	13	29	13	12	29	14	12	26	16	12	24	15
仁尾	仁尾	7	18	3	7	18	3	8	19	3	8	21	3	8	20	3	8	19	4	8	20	6	8	19	5	8	19	5	7	19	5
財田	和光	6	14	3	5	14	3	4	15	3	3	13	4	3	13	4	3	13	6	6	15	4	6	15	5	6	15	5	5	14	7
組合立	三豊	14	28	9	14	29	12	14	31	12	14	33	13	14	35	15	14	32	12	14	32	15	14	30	14	14	32	13	14	31	13

資料：学校基本調査(各年5月1日現在)

表8 教科ごとの県からの配当教員数

単位：人

	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	男体	女体	技術	家庭	英語
高瀬中学校	3	3	3	3	1	1	2	1	1	1	4
三野津中学校	3	2.5 再任用ハーフ71名	3	2	1	1	1.5 再任用ハーフ71名	1	0 管理職が担当	1	4
豊中中学校	3	2	3	2	1	1	2	1	1	1	4
詫間中学校	2	2.5 再任用ハーフ71名	3	2.5 再任用ハーフ71名	1	1	1	1	1	1 仁尾中へ兼務	3
仁尾中学校	2	1.5 再任用ハーフ71名	2	2	1	1	1	1	1 和光中へ兼務	0 詫間中から兼務	2
和光中学校	1	1	2	1	1	1	1	0 市講師で対応	0 仁尾中から兼務	0 市講師で対応	1
三豊中学校	3	3	3	3.5 再任用ハーフ71名	1	1	2	2	1	1	4

資料：市教育総務課(4月1日現在)

※再任用ハーフ教員(半日勤務)は0.5人と算定する。



### 3. 部活動の状況

中学校の小規模化により、部活動がどのような状況になっているか、平成22年度と今年度を比較した。(表9) これを見ると、7校それぞれ生徒数減少に比例して、部員数が減少していることが明らかで、特に団体競技などは、十分な活動ができにくくなっていることが確認できる。

それ以外の傾向で、特筆すべきは、運動部の部員数で、7校全てにおいて減少したのに対して、文化部の減少は7校中3校にとどまり、4校が生徒数の減少に反して部員を増加させている。

このように、生徒の趣向の変化や、その他スポーツが校外部などで活動する状況もできつつあり、選択肢の多様化も近年進んでいると考えられる。しかし、この状態が進行すれば、各校各部それぞれの部員数は、また更に減少し、専門的に指導できる教員もいなくなり、部活数自体を減らしていくことを検討せざるを得ない。しかし、希望する生徒がいる限りそれも難しく、部活動運営はより一層厳しくなる悪循環に陥ると予想される。

その一方で、文科省では、教職員の働き方改革を踏まえた部活動改革として、新たな方針を打ち出している。

○学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について(令和2年9月 文科省)  
(抜粋)「学校と地域が共同・融合」した部活動の具体的な実現方策

1. 休日の部活動の段階的な地域移行
2. 合理的で効率的な部活動の推進(他校との合同部活動)

以上のことから、部活動は、その在り方自体が見直される、大きな改革期を迎えようとしている。とはいえ、学校適正規模の観点では、生徒数の減少による小規模化が、部活動改革の大きな動機であることに疑う余地はなく、適正配置化によっては、ある程度の解消が見込める。



## 【適正規模の考え方について】

### 1. 国の基準

学校規模の標準は、学級数により設定されており、小中学校ともに「12学級以上 18学級以下」が標準とされているが、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでないと示されている。

複式学級の場合は、小学校で「16人」（1年生児童を含む場合は8人）、中学校で「8人」が標準となっている。

### 2. 香川県の基準（学級数による学校規模の分類）

学級編成の標準人数は、国の基準を下回り、令和3年度から小学校全学年及び中学校1,2年生を35人以下としている。

### 3. 市の基準（現方針）

小学校の適正規模については、1学年2学級以上、6学年12学級以上を維持できる人数を望ましい規模としている。よって、1学年2学級を確保するためには、最低1学年36人の児童数が必要となるため、学校規模は216人以上が適正規模となる。

中学校については、1学年2学級以上、かつ、主要5教科で複数の教員を配置しやすい3学年9学級以上を確保できる規模を適正としている。よって、現行制度では、1学年3学級を確保するためには、中学1、2年生は1学年最低71人で中学3年生は1学年81人の生徒数が必要となるため、学校規模は223人以上が適正規模となる。

### 4. 市内学校別級数の現状（令和3年5月1日現在）※特別支援学級を除く

#### （1）小学校

国の基準である12学級～18学級の範囲内にある学校は2校であり、今後も減少することが予測される。

また、国の基準に満たない学校は全体の約9割となる17校となっている。

表10 小学校学級数による分類表

学級数	学校数	学校名 ( ) 内は学級数
5学級 以下 ※複式学級を有する学校	1	曾保小 (4)
6学級～11学級	16	比地大小 (6)、麻小 (6)、笠田小 (6)、桑山小 (6)、松崎翔 (6)、上高野小 (6)、二ノ宮小 (6)、勝間小 (6)、比地小 (6)、財田小 (6)、大見小 (6)、本山小 (6)、吉津小 (6)、下高瀬小 (7)、上高瀬小 (9)、仁尾小 (11)
12学級～18学級	2	山本小 (12)、詫間小 (18)

(2) 中学校

国の基準である12学級～18学級の範囲内にある学校は0校であり、7校全ての中学校が基準以下となっている。

表11 中学校学級数による分類表

学級数	学校数	学校名 ( ) 内は学級数
5学級 以下 ※単学級を有する学校	2	和光中 (3)、仁尾中 (5)
6学級～8学級 ※1学年2～3学級	0	
9学級～11学級 ※1学年3～4学級	5	豊中中 (9)、三野津中 (9) 詫間中 (10)、高瀬中 (11)、三豊中 (11)
12学級～18学級 ※1学年4学級以上	0	

5. 学校規模によるメリット・デメリット

	メリット	デメリット
小規模校化	<p>子ども・保護者の視点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●人間関係が深まりやすい</li> <li>●一人ひとりがリーダーを務める機会が多くなる</li> <li>●異学年間の交流が生まれやすい</li> <li>●教員の目が届きやすい</li> </ul> <p>教員の視点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●教員間の意思疎通が図りやすい</li> <li>●保護者や地域社会との連携が図りやすい</li> <li>●施設を余裕を持って使える</li> </ul>	<p>子ども・保護者の視点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●多様な集団づくりがしにくい</li> <li>●多様な考え方に接し、学び合いや切磋琢磨する機会が少ない</li> <li>●活気が生じにくく活動内容選択に制約が生じる</li> </ul> <p>教員の視点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●教員の仕事量が多くなる</li> <li>●人材育成や体制づくりが難しい</li> <li>●多様な学習形態・指導形態がとりにくい</li> </ul>
大規模校化	<p>子ども・保護者の視点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●多様な集団の形成がされやすい</li> <li>●社会性や協調性等が育まれやすい</li> <li>●活気が生じやすく、活動内容選択の幅が広がる</li> </ul> <p>教員の視点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●バランスのとれた教員配置を行いやすい（ベテランと若手等）</li> <li>●指導技術の伝達がしやすい</li> <li>●多様な指導形態をとりやすい</li> </ul>	<p>子ども・保護者の視点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●きめ細かな指導が受けにくい</li> <li>●学年間・異学年間の交流が不十分になりやすい</li> <li>●一人ひとりの活躍の機会が限られる</li> </ul> <p>教員の視点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●連絡調整が困難、管理職が組織マネジメントに時間をとられる</li> <li>●施設・設備の制約が生じる</li> <li>●保護者や地域社会との連携が図りにくい</li> </ul>

参考：文部科学省「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き」（平成27年1月27日）

## 【適正配置の考え方について】

### 1. 国の基準

公立小・中学校の通学距離について、小学校でおおむね4km以内、中学校ではおおむね6km以内という基準を、公立小・中学校の施設費の国庫負担対象となる学校統合の条件として定められている。

ただし、スクールバス等を活用することにより、小学校で4km、中学校で6kmの通学距離を大きく上回る統合事例もあることから、適切な交通手段が確保でき、かつ遠距離通学や長時間通学によるデメリットを一定程度解消できる見通しが立つということを前提として、通学時間について、「おおむね1時間以内」を一応の目安とした上で、各市町村において、地域の実情や児童生徒の実態に応じて1時間以上や1時間以内に設定することの適否も含めた判断を行うことが適当であると考えられている。

■通学距離が、小学校にあつてはおおむね4キロメートル以内、中学校及び義務教育学校にあつてはおおむね6キロメートル以内であること  
義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令第4条第1項第2号

### 2. 市の基準（現方針）

法令等の定める小学校の通学距離4km以内とし統合により通学距離が2.5km以上となる児童についてはスクールバスの通学支援を講じる。中学校の通学距離6km以内を基本とするが、6kmを超える生徒については、必要に応じて通学支援策を講じる。

### 3. 市内遠距離通学の状況

#### （1）小学校

統合後、通学距離（2.5km以上）となり、スクールバス等の通学支援を講じている小学校

山本小学校、詫間小学校、財田小学校、仁尾小学校※

※仁尾小学校は、統合を経ていないが、従来から一部地域(家の浦)のみ通学支援あり

各学校における法令基準の4km圏内については、図1(市北部)図2(市南部)のとおり



図1 北部3町(三野、詫間、仁尾)の各小学校から4km範囲地域

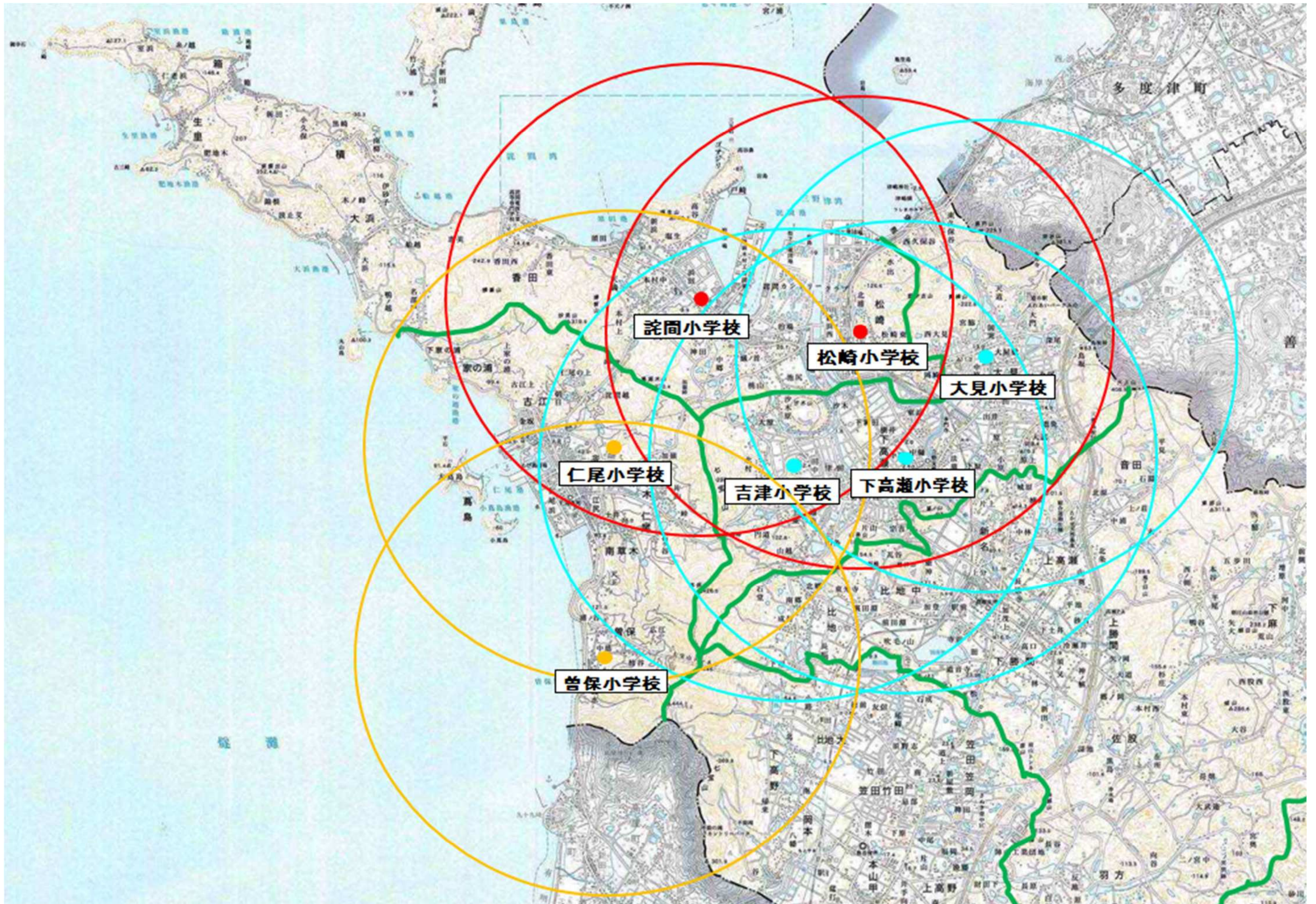
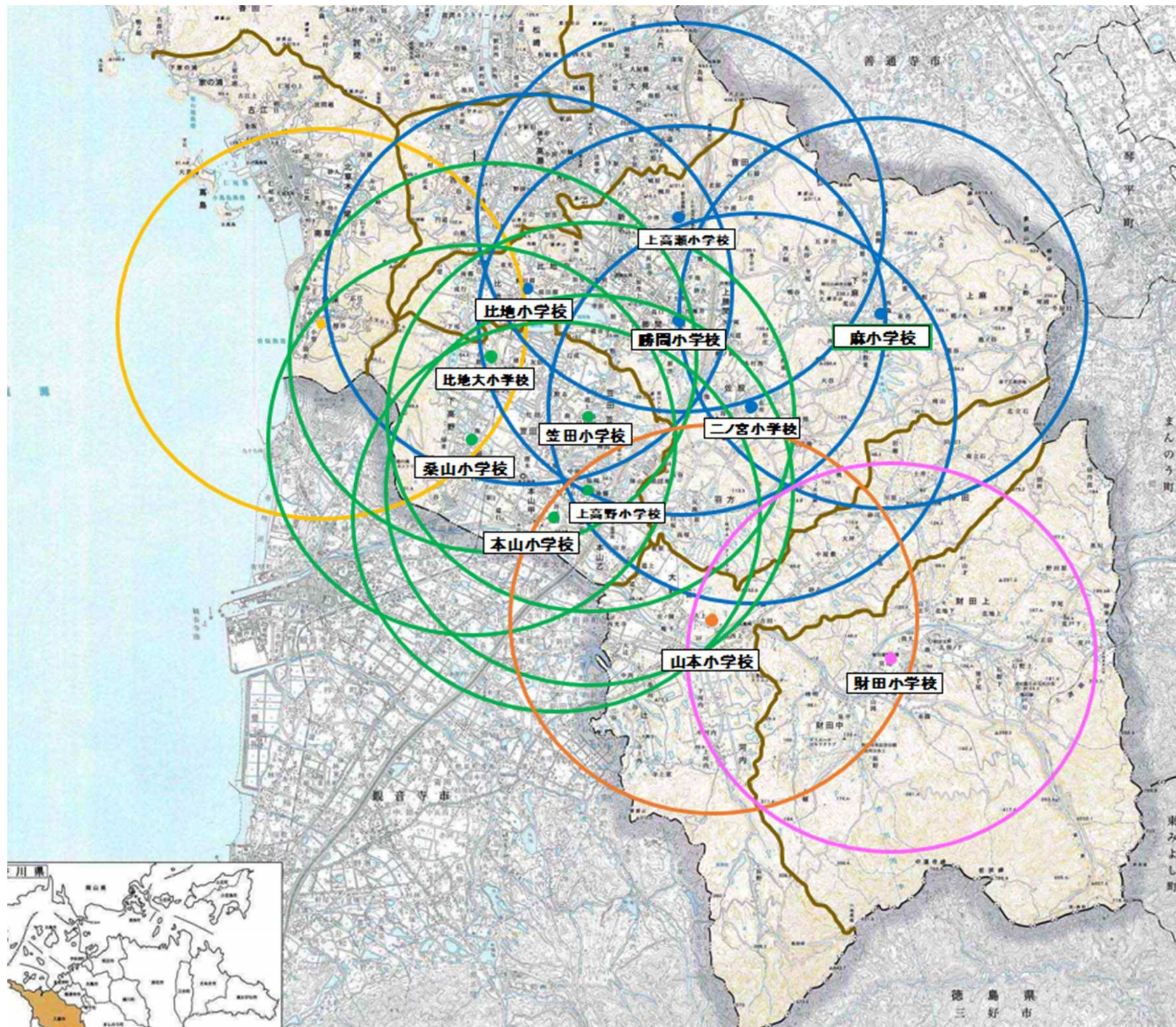




図2 南部4町  
(高瀬、山本、豊中、財田)  
の各小学校から4km範囲地域





(2) 中学校

各学校に法令基準6km圏内については、図3(市北部)図4(市南部)のとおり。 このうち、詫間中学校のみスクールバスによる通学支援を実施している。

図3 北部3町(三野、詫間、仁尾)の各中学校から6km範囲地域

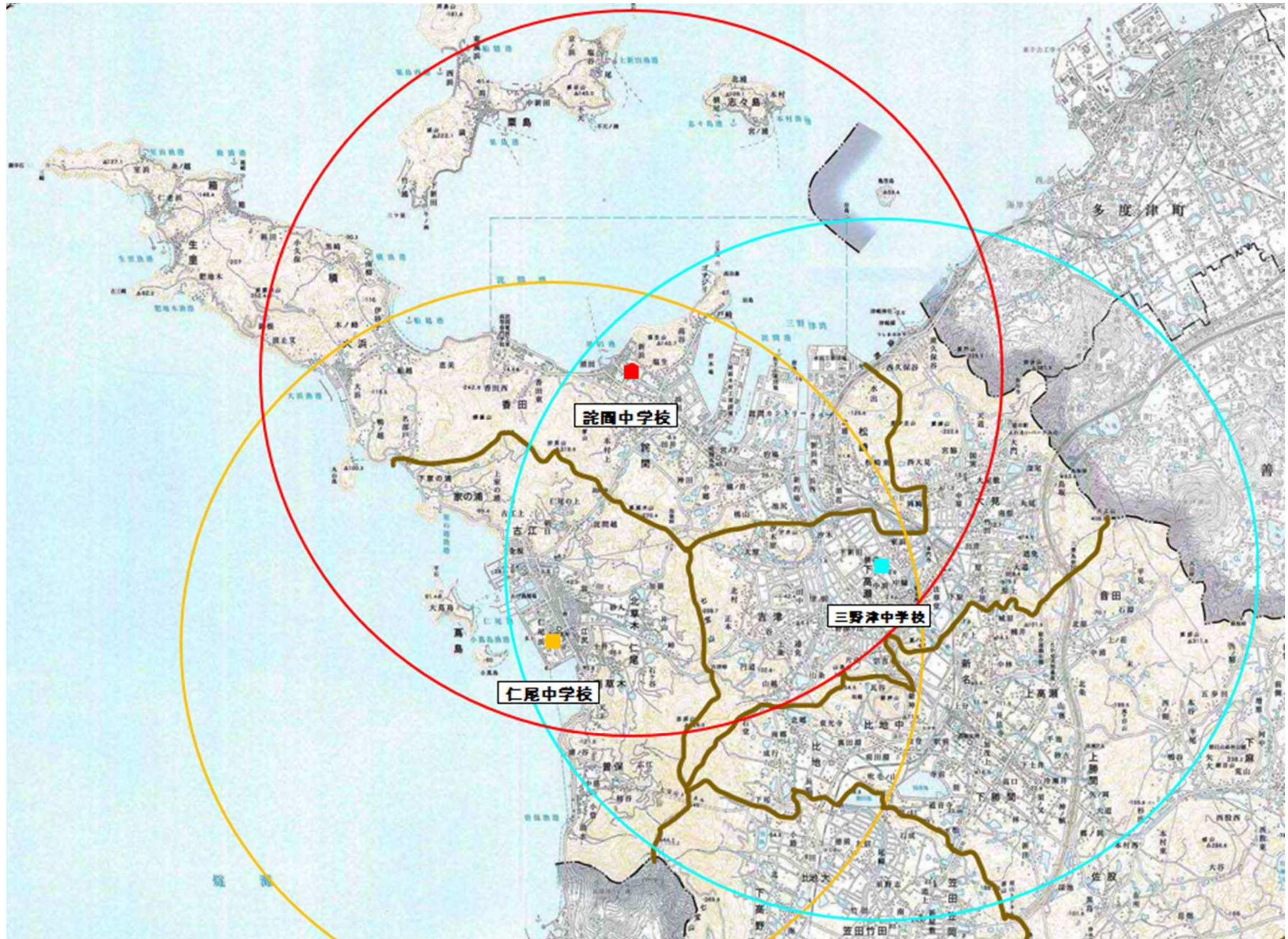
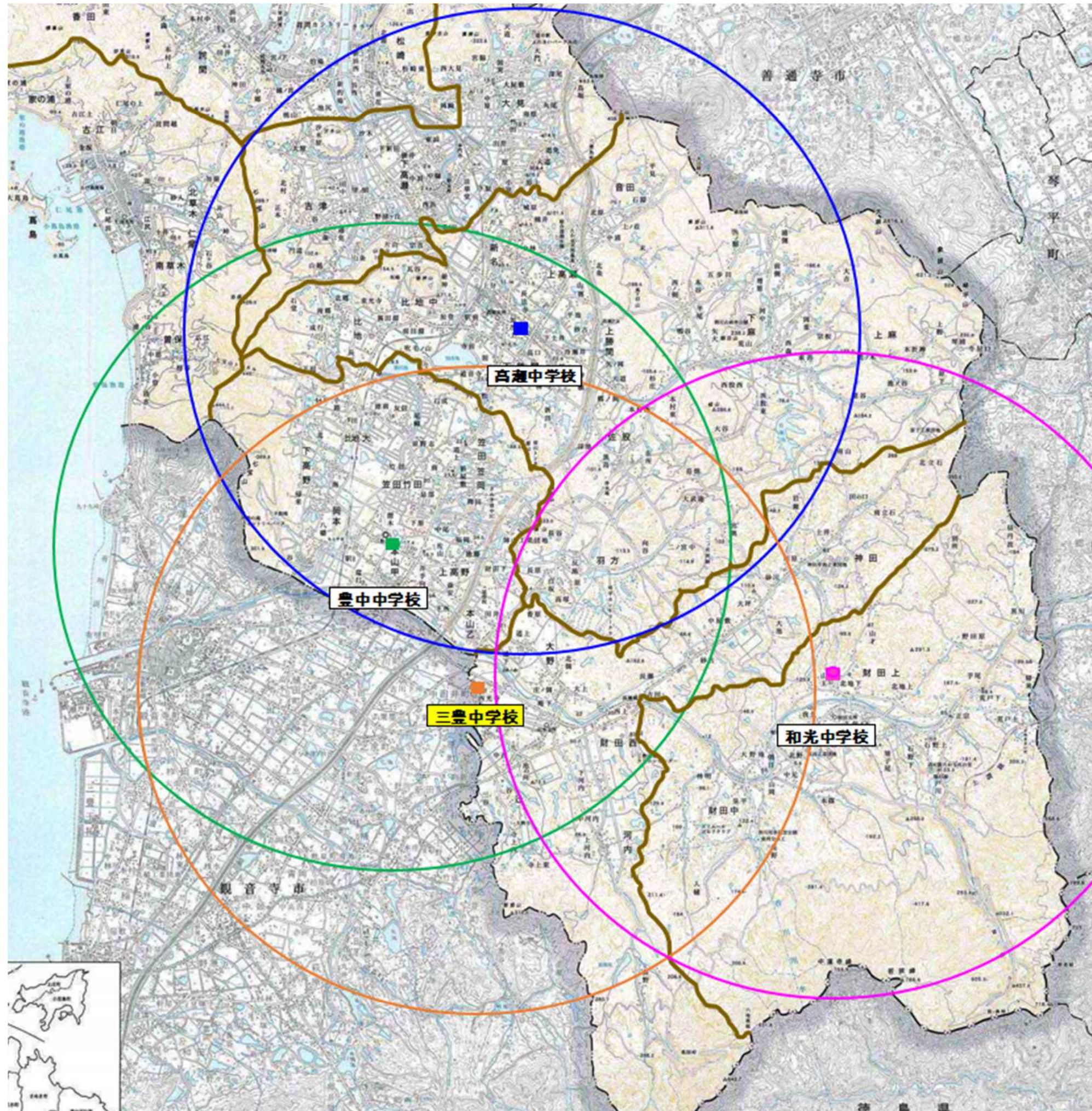




図4 南部4町  
(高瀬、山本、豊中、財田)  
の各中学校から6km範囲地域





#### 4. 通学区域

##### (1) 三豊市立小学校の通学区域

〈三豊市立小学校・中学校の通学区域及び学校の指定に関する規則より〉

町	学校名	区域名
高瀬	上高瀬	高瀬町のうち次の自治会 平見、青井谷、石渕、上之荘、北原、中浦、西村、末、北条、早馬、山奥、田井、長法寺、竹浅、井出、土井、中林、楠井、楠井団地、川下、ロータリーマンション高瀬、竹浅団地、高瀬川ニュータウン、城原、下所、片上、高木、上分東、上分西、祇園通、駅前、西下、駅前、駅前ごくみ
	勝間	高瀬町のうち次の自治会 大道、矢之岡、郷の岡、大池の上、神の植、冷瀬井、砂古、平池、下土井、法事、高口、須ノ又、新田、林、中組、原組、六ツ松、道音寺、畑、加茂下東、加茂上、神原住宅、加茂下西、神原西住宅、勝間住宅、警察官舎、つるや団地、原団地、寺前、香川西高校寮、加茂団地、六ツ松グリーンタウン、マドカハイツ、ピュアハイツ高瀬、勝間グリーンビレッジ、コモンズみとよ
	比地	高瀬町のうち次の自治会 アルカディア道音寺、爺神、爺神住宅、加登、浦中、井の口、吹毛の山、前田渕、裏田渕、喜多、溶目、瓦谷、西香川、四国学院大学学寮タルソス、とかみ団地、新町、前田団地、とかみハイツ、定住促進住宅、東光寺、石堂、北郷、南郷、成行、下司、長畷
	二ノ宮	高瀬町のうち次の自治会 白坂、長原、高塚、原、川北、三反地、向井、向谷、二ノ宮中、宮奥、二ノ宮、大武連、長畑、長畑南、在所、深谷、長谷、黒嶋、山地、深池、本村西、本村東、高瀬荘、茶雅台
	麻	高瀬町のうち次の自治会 杉庄、矢大、荒山、河中、増原、浦側、前側、大吉、岡重、宗板、椀ノ木、上梅、琴浦、原下、櫛谷、南山、東善、西森、西股西、西股東、大谷、西の脇、五歩田、本谷、西の側、平尾、鴨谷
山本	山本	山本町全域

三野	大見	三野町の次の自治会 原、大道、出井、道免、丸尾、上竹田、下竹田、落合、南原、九免明、大屋敷、鳥坂、深尾、寺地、大門、国実、中原、天道、東久保谷、西久保谷、国広、宮脇、西大見、岡崎、大和、浅津、田所、砂押、丸一、浜、浜北、美野原、原南団地、原野、コスモ団地、大郷
	下高瀬	三野町のうち次の自治会 下組、坊之前、田土、南組、樋之口上、樋之口下、中組、樋之前西、樋之前東、平柳、東浜上、東浜下、法上、法下、寺前、小原、下原、原上、上新田、下新田、下組北、下組中、中新田、上新田東、西新田、横井、横井東、中道、中道西、横井南、大坊、中浜、乙井、下組南
	吉津	三野町のうち次の自治会 汐木、宗吉、片山、三野津ヶ丘、山条、山越、峠、通免、上条、円道、谷、正本南、正本北、北村、大原上、大原下、汐木原、汐木西、汐木中、汐木浜、田ノ尻、田中、宮ノ浦、津ノ前西、津ノ前中、津ノ前下、野政、長田、松下、津野里、山原、宗吉西
	桑山	豊中町のうち次の自治会 1区、大谷、行屋、3区、4区、5区、6区、7区、8区、9区、10区、11区、12区、13区、14区、15区、16区、17区、18区、駅前
豊中	比地大	豊中町のうち次の自治会 芙蓉台、井の口、原、小路西、小路東、徳前西、徳前東、尾崎、中、門、小山東、小山西、政本、町田、土井、宮池
	笠田	豊中町のうち次の自治会 六ツ松、大道、道上上、道上下、野津午、七尾、稗田、新上、新下、新屋敷、南、中津、花沢、沢二反地、須野志、天神、石成、忌部上、忌部中、忌部下、竹田西、竹田土井、竹田園、竹田園北
	上高野	豊中町のうち次の自治会 田井、大地、森安、井手向、片山、後藤、財田下、財田上、普入、福岡、中尾、下原、下原南、下原西
	本山	豊中町のうち次の自治会 六の坪、摺木東、摺木中、摺木久保、寺家上1、寺家上2、寺家上3、寺家下1、寺家下2、寺家下3、寺家下4、寺家下5、寺家下6、寺家下7、寺家下8、川向井、サンタウン本山、四ツ足東、四ツ足中、四ツ足西、下所
詫間	松崎	詫間町松崎
	詫間	詫間町詫間、詫間町香田、詫間町箱、詫間町生里、詫間町大浜、詫間町積、詫間町栗島、詫間町志々島

	仁尾	仁尾町仁尾乙、仁尾町仁尾丙、仁尾町仁尾丁、仁尾町仁尾戊、仁尾町仁尾己、仁尾町仁尾庚、仁尾町仁尾辛、仁尾町家の浦
仁尾	曾保	仁尾町仁尾甲
財田	財田	財田町の全域

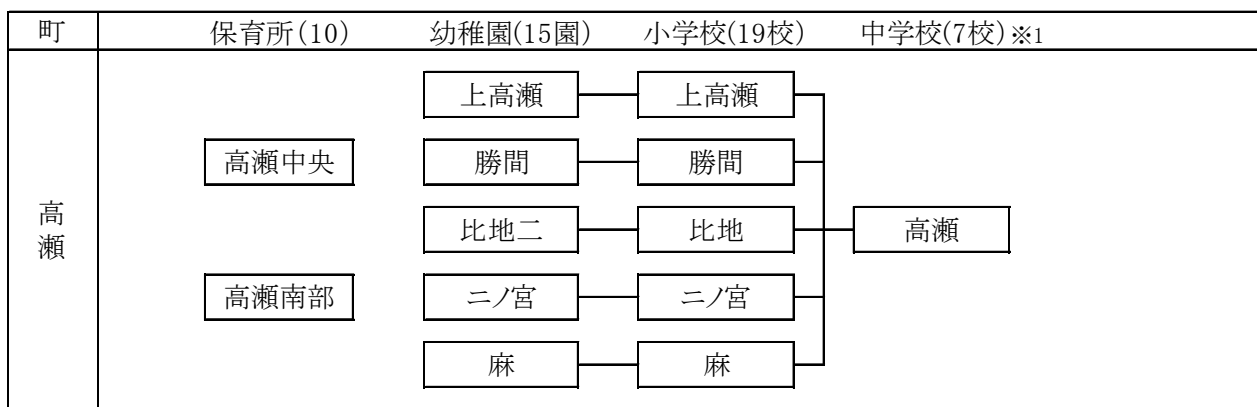
(2) 三豊市立中学校の通学区域

〈三豊市立小学校・中学校の通学区域及び学校の指定に関する規則より〉

町	学校名	区域名
高瀬	高瀬	高瀬町の全域
山本	三豊 1 ※	三豊市 山本町辻、山本町河内、山本町大野、山本町財田西、山本町神田 観音寺市 新田町、原町、池之尻町、中田井町、本大町、古川町、吉岡町、 木之郷町488番地27～33
三野	三野津	三野町の全域
豊中	豊中	豊中町の全域
詫間	詫間	詫間町の栗島を除く全域
仁尾	仁尾	仁尾町の全域
財田	和光	財田町の全域

※1 三豊中学校は学校組合規約より

5. 三豊市立学校体系図



町	保育所(10)	幼稚園(15園)	小学校(19校)	中学校(7校)※1
山本	山本	山本	山本	(学校組合立) 三豊 豊田 一ノ谷
三野	三野	大見 下高瀬 吉津	大見 下高瀬 吉津	三野津
豊中	豊中	豊中	桑山 比地大 笠田 上高野 本山	豊中
詫間	松崎 詫間 須田	松崎 詫間	松崎 詫間	詫間
仁尾	仁尾	平石 曾保	仁尾 曾保	仁尾
財田	財田 こども園	財田 こども園	財田	和光

※1 三豊中を含む